

## 日本古代における山城の支配構造 ―総領制との関係から

古内絵里子

本稿は、日本の古代山城を管理・運営するシステム、すなわち支配構造を論及し、それを踏まえて朝鮮半島と日本の山城の比較を行うことで古代朝鮮半島の山城が日本の山城に与えた影響を明らかにし、管理・運営という面も含めて、どのようにして日本の古代山城が成立したのかを論じたものである。

まず、第一章では、七世紀後半の総領制と山城の関係について検討を行い、白村江の敗戦後、国防の危機に際して山城造営・建築情報とともに亡命百済人がもたらした広域管理システムを入れて整備したものが総領制・道制であることを述べた。

ついで、第二章では、八世紀以降の山城の管理・維持システムを検討し、総領制・道制の停止により山城の管理は国へ移行したが、外敵の脅威が低下したため、その大半は、八世紀前半には城としては停止されたことを指摘した。その一方で、筑紫総領の後身として西海道七国三島を総括したのが大宰府であり、西海道では総領から大宰府への移行に伴い、山城の管理も大宰府に引き継がれたことを述べた。そして、七世紀後半以来の国を越えて山城を管理するというシステムが西海道のみ継続したことを論じた。

第三章では、朝鮮半島における古代山城の支配構造の実態の解明を試みた。まず、百済の五方という広域行政区域が軍事的な役割もあつたことから、山城の管理にも関わっていたことを指摘した。ついで、新羅の八箇山城木簡から日本の古代山城における米・穀物の保管・管理について検討を行い、日本でも朝鮮半島の山城と同様に長期間保管できる米や随時利用できる米などが分けて保管されていた可能性が想定できることを述べた。このことから、朝鮮半島の山城の管理システムを参考に日本の古代山城の支配構造が整備された可能性があることを指摘した。

したがって、日本は白村江の敗戦後の国防危機に際し、亡命百済貴族の力を用いて山城という防衛施設を導入するにあたり、建築構造というハード面とともに、百済の広域軍事・行政区域である「方」という管理・維持システムというソフト面もとりにいれたと考えられる。そして、孝徳朝に形成された総領制に百済の軍事・行政システムである五方の情報を取りこみ整備したものが、総領制・道制であり、これをもとに七世紀後半の日本では古代山城の管理・運営が行われていた。以上から、日本の古代山城は、山城の構造・建築技術のみならず、その管理・運営システムという、ハードとソフトの両面から朝鮮半島の山城を継受したものであったといえる。

# 日本古代における山城の支配構造 ―総領制との関係から

古内 絵里子

はじめに

古代山城は、国家によって造られた要塞群である。山城は造営しただけでは機能せず、造営後は、維持・管理を行っていく必要がある。しかし、これまでの研究は、山城の構造や役割に関するものが多く、鞠智城をはじめとした古代山城がどのように管理・運営されていたのかについてはあまり論じられてこなかった。

白村江の敗戦後に多くの山城が造営された天智朝では、亡命百済貴族の力をかりて近江令や庚午年籍など新たなシステムを導入している。古代山城も亡命百済貴族の指揮のもとで造られ<sup>(一)</sup>、大野城をはじめとした日本の古代山城は朝鮮半島の山城と構造の類似性が指摘されている。この事実を踏まえれば、山城を管理・維持するシステムも朝鮮半島のもものを取り入れて整備した可能性が想定できる。

また、飛鳥池遺跡や藤原宮跡からは「吉備道」と書かれた木簡が複数見つかった<sup>(二)</sup>。そして、七世紀後半に吉備や周防・筑紫などに数カ国を管掌する総領が置かれており、木簡にみえる「吉備道」とは吉備総領の管轄区域と解される。文献史料上、この総領（大宰）の存在が確認できるのは、東国を除けば吉備、周防、伊予、筑紫と瀬戸内海の山陽側と四国北部、九州であり、古代山城が設置されていた地域と合致する。このことから、総領制によって古代山城が運営されていた可能性が考えられる。

そこで、第一章では、七世紀後半の総領制と山城の関係について検討を行い、日本の山城の支配構造を明らかにする。ついで、第二章では、八世紀以降の山城の管理・維持システムを論及する。第三章では、古代朝鮮半島における山城の支配構造の解明を試みる。そして、それらの考察結果を踏まえて、朝鮮半島の山城の管理・運営システムが日本の管理・維持システムの成立に与えた影響を解明し、ハードとソフトの両面から日本の古代山城の実態を明らかにする。

## 一 七世紀後半における古代山城の管理

### (一) 古代山城の施設

まず、日本の古代山城内の施設を検討していく。『日本書紀』天智八年（六六九）是冬条には、

修<sup>三</sup>高安城<sup>一</sup>、収<sup>三</sup>畿内之田税<sup>一</sup>。

とあり、高安城を修理し、畿内の田税を収蔵したことがみえる。また、『日本書紀』天武元年（六七二）七月壬子（二十三日）条には、

坂本臣財等、次<sup>三</sup>于平石野<sup>一</sup>。時聞<sup>三</sup>近江軍在<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>而登之。乃近江軍、知<sup>三</sup>財等来<sup>一</sup>、以悉焚<sup>三</sup>税倉<sup>一</sup>皆散亡。

と、壬申の乱の折に坂本臣財達が近江軍が高安城にいと聞いてそこに登るが、近江軍はそれを知り、税倉を全て焼き逃がしたことが記されている。これらの記事から、高安城には田税を収める倉があっ

たことがわかる。さらに、『日本書紀』天智九年二月条には、

又修<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>、積<sup>二</sup>穀与<sup>一</sup>塩。

と、高安城を修理し、穀と塩を蓄えたことが記されており、城内には穀物と塩を収納する倉が置かれていた。

そして、『続日本紀』大宝元年(七〇一)八月丙寅(二十六日)条には、

廢<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>。其<sup>二</sup>舍屋、雜儲物<sup>一</sup>、移貯<sup>二</sup>于大倭・河内二国<sup>一</sup>。

と、高安城が廃止された際、舍屋と雑の儲物を大和国と河内国に移し貯めたことがみえ、高安城内には「舍屋」と「雑儲物」が納められた倉庫があったことがわかる。

また、『類聚三代格』卷一八器仗事所収、貞観十二年(八七〇)五月二日太政官符、『延喜交替式』一五七条には大宰府司の交替時に大野城の器仗の点検と修理を行うことが定められていることから、大野城には兵庫が置かれていた。そして、『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月十六日丙午条には「肥後国菊池郡城院兵庫戸自鳴」と鞠智城の兵庫の戸が独りでに鳴ったことがみえ、鞠智城にも兵庫が設置されていたことがわかる。

以上から、日本の古代山城には、稲倉、穀・塩倉、兵庫<sup>(三)</sup>などが置かれていた。また、高安城、大野城、基肆城、鞠智城、三野城、稲積城の修繕記事から<sup>(三)</sup>、山城の建物、土塁、石塁などの施設や城内の倉庫群を管理・運営する体制があったことがわかる。

そこで、次節では、七世紀後半の古代山城を管理・運営したのはどこなのかを検討していく。

## (二) 総領制と山城

『日本書紀』『続日本紀』には、「伊予総領」「筑紫総領」「周防総領」

〔周芳惣領〕「吉備総領」がみえ<sup>(四)</sup>、この存在が確認できるのは、東国を除けば吉備、周防、伊予、筑紫と瀬戸内海の山陽側と四国北部、九州であり、古代山城が設置されていた地域と一致する。

これまでの総領制に関する研究は、①大宰と総領は同一のものなのか、異なるものか、②軍政官か行政官か、③一部地域か全国に置かれていたものなのかということに焦点が当てられているが、それらについては未だ議論は帰結していない。

仁藤敦史氏は、大宰と総領の関係について、『続日本紀』文武四年(七〇〇)十月己未(十五日)条に、竺志惣領(長官)・大貳(次官)の任命記事があることから大宰は官司名、惣領(長官)を長官名と解す<sup>(五)</sup>。そして、臨時使者的な東国惣領を前段階として、白村江の敗戦後に全国規模で、軍事動員を前提とした大宰総領制が本格化したと考える<sup>(六)</sup>。

坂上康俊氏は、大化改新より後、大宝律令より前の史料にみえる「筑紫大宰」は、基本的にすべて「筑紫総領」を書き換えたものであり、総領の職掌は、民政・外交(筑紫に限る)・軍事と多方面に及ぶものであったとし、総領と大宰を同一とみなす<sup>(七)</sup>。また、職掌は、民政・外交(筑紫に限る)、そして軍事といった多方面に及ぶものであって、「大宰」との分掌は考えがたいと論じ<sup>(八)</sup>、広域行政官としての「総領」は孝徳朝に初めて派遣されたものの延長にあると述べる<sup>(九)</sup>。

酒井芳司氏は、大宰と総領は新旧の統治方式の相違がある別の官職であり、筑紫大宰は、新たな統治機構である国―評―五十戸を統括する筑紫総領の上位にあって、筑紫(九州)の地方統治機構を代表し、国防と外交の職務をはたしたと考える<sup>(一〇)</sup>。

史料の表記に着目すると、『日本書紀』には筑紫総領はみえないが、

筑紫大宰はみえる。それに対して、『続日本紀』には筑紫総領はみえるが、筑紫大宰はみえない。違う官ならば、「総領」と「大宰」は同一史料内でみえると考えられることから、著者は、「総領」と「大宰」を同一のものと解す。

そこで、七世紀後半の山城の管理を検討し、総領制との関わりを明らかにする。

#### 【畿内】

先述したように、高安城は天智八年に「畿内」の田税を収納したことがみえる。高安城は河内と大倭の国境地域に築城されたが、この城に「畿内」全域から田税を収納させたとは、軍事および財政上の必要から一国単位の行政よりも広域の権力が存在したことを示すと考えられる<sup>(二二)</sup>。また、『続日本紀』大宝元年八月丙寅(二十六日)条からは高安城に「雑儲物」があったことがわかる。周芳惣領所と筑紫大宰へ「儲物用」の送付例があり、「畿内」においても同様に大宰総領が軍事物資の運用権限を有していたことが想定される<sup>(二三)</sup>。

このことから、高安城は国ではなく、後述する筑紫のように畿内という広域で管理されていた可能性が推察される。

#### 【筑紫】

ついで、筑紫の山城の管理を検討する。

『続日本紀』文武二年五月甲申(二十五日)条をみると、

令<sup>三</sup>大宰府繕<sup>二</sup>治大野・基肆・鞠智三城<sup>一</sup>。

とあり、大宰府に大野城・基肆城・鞠智城を修繕させたとある。また、

『続日本紀』文武三年十二月甲申(四日)条では、

令<sup>三</sup>大宰府修<sup>二</sup>三野・稻積二城<sup>一</sup>。

と、大宰府に三野城・稻積城を修理させたことがみえる。これら史料から、文武朝で大宰府が大野城・基肆城・鞠智城・三野城・稻積城の修繕を担当しており、筑紫総領が西海道の山城を管理していたと考えられる。

また、『続日本紀』文武四年六月庚辰(三日)条では、

薩末比売・久売・波豆、衣評督衣君梶、助督衣君弓自美、又肝衝難波、從<sup>二</sup>肥人等<sup>一</sup>、持<sup>レ</sup>兵剿<sup>二</sup>劫覓国使刑部真木等<sup>一</sup>。於是、勅<sup>二</sup>竺志惣領<sup>一</sup>、准<sup>レ</sup>犯決罰。

とあり、文武四年に竺志惣領によって肥人たちを従えて覓国使刑部真木らを剿劫した薩末比売と久売と波豆、衣評督の衣君梶と助督の衣君弓自美・肝衝難波らが処罰されていることがみえる。この記事から、筑紫総領が筑紫(九州)に対して軍事決罰権を保有していたことがうかがえる。

#### 【瀬戸内海地域】

ついで、瀬戸内海地域の山城の管理をみていく。『日本書紀』『続日本紀』からは、讃岐国に屋島城<sup>(二四)</sup>、備後国に常城、茨城、長門国にも城<sup>(二五)</sup>が置かれていたことがわかり、発掘調査では鬼ノ城や永納山城などの古代山城が見つかっている。

『日本書紀』持統三年(六八九)八月辛丑(二十一日)条には、

詔<sup>二</sup>伊予総領田中朝臣法麿等<sup>一</sup>曰、讃吉国御城郡所<sup>レ</sup>獲白燕、宜<sup>二</sup>放養<sup>一</sup>焉。

と、伊予総領の田中法麿に詔をして、讃岐国御城郡で獲えた白燕を放し養いにせよと命じたことがみえる。この記事から、伊予総領が讃岐国の行政に関しても権限を有していたことがうかがえる。讃吉国山田郡には屋嶋城があり、伊予総領が伊予国と讃岐国の山城を管

轄していた可能性が考えられる。

それでは総領が管轄した区域とはどのようなものだったのか。その手掛かりとなるのが、藤原宮跡と飛鳥池跡から出土した「吉備道」と記された木簡である。「吉備道」と書かれた木簡は、左記の三点がある（二五）。

①藤原宮三―一四八八号木簡

・（備道カ）  
□□□□吉備道道

（二五四）×（二一）×一〇八一

②藤原宮一―八二号木簡

・吉備道中国浅口評神部

（二六九）×（二一）×四〇八一

③飛鳥藤原京一―一〇七号木簡

・吉備道中国加夜評  
・葦守里俵六□

一一一×二四×三〇三一

①は習書木簡、②③は荷札木簡と考えられる。そして、②に「浅口評」、③に「加夜評」と記されていることから、大宝令施行以前に作成された木簡であり、七世紀後半に「吉備道」という行政区画があったことがうかがえる。

これらの木簡について、狩野久氏は、木簡は伴出遺物から七世紀末のものとみられ、分国以前のある時期に「吉備道」という行政区

画があり、越・筑紫・豊・肥などにも「―道」という区画が、ある時期存在したと考え、それらは西日本や北陸の軍事的に重要な場であり、期間的には軍事的緊張が高まった天智・天武朝期の短い期間にあったとみる（二六）。そして、大宰・総領も「道」も限定的なもので筑紫・肥・豊の北部九州、周防、伊予、吉備の瀬戸内海沿岸の大宰と総領と「道」制は密接な関係があると想定し、広域行政区画だけでなく軍政的な役割をもっていたと考える（二七）。

仁藤氏は、白村江の敗戦以降において朝鮮式山城造営と連動して「筑紫」「周防」「伊予」「吉備」という広域ブロックが機能していたと論じる（二八）。

岩本健寿氏は、吉備総領の管轄域としての「吉備道」概念が存在したと考えるが、「吉備道」のような行政区画としての「道」が天武朝以前に遡るとは考えにくく、行政区画を意味する「吉備道」は天武朝における国境画定事業の結果であり、それまでの「吉備国」とほぼ重なる枠組みとして創出されたと述べる（二九）。

『日本書紀』天武十四年九月戊午（十五日）条には、各方面に「使者」を遣わし、彼らに国司・郡司・百姓の消息を巡察させていたことがみえ、各方面が七道と近似していることから七道制の成立に関わる史料と捉えられている。ただし、「東海使」「東山使」「山陽使」「山陰使」「南海使」とみえるのに対して、「西海使」ではなく「竺紫使」と表記されている。西海使と表記されていないことから、令制の七道と全く同じものではなかった可能性がある。また、「山陽使」が派遣された地域には①③の木簡にみえるように「吉備道」もあり、道が重層して置かれていたようにみえる。しかし、使者が派遣された道は令制と全く同一のものではないが後の七道に通じるものである

のに対し、「吉備道」は国を越えた「道」という広域行政区画と考えられ、国を越えて管理を行う総領制と共通する。このことから、吉備道は吉備総領が管轄した広域行政区画と考えられる。

それでは、山城を管理した総領制はどのようなものだったのか。

「竺紫総領所」には、総領（長官）、大貳、典がおり、『日本書紀』天武六年十一月己未朔条には、「大宰府諸司人」とみえることから、「諸司」により構成されていた。この「竺紫総領所」が令制大宰府になったと考えられることから、前身の「竺紫総領所」は山城ではなく、城下にあつたと解される。他の地域の「総領所」（官衙）も山城ではなく、大野城下に大宰府の官衙があるように城下に造られた可能性が高い<sup>(二〇)</sup>。また、坂上康俊氏は、四等官制成立以前は三等官制が採られていたことから、竺紫総領所では三等官制が採られていた可能性が大きいと指摘する<sup>(二一)</sup>。

ただし、総領制は『常陸国風土記』に「惣領」とみえるように、孝徳朝に始まったと考えられる。そして、白村江の敗戦後、国防の危機に際して山城造営・建築情報等とともに亡命百済人がもたらした広域行政システムの情報を入れて整備したのが総領制・道制と考えられる。したがって、白村江の敗戦後、古代山城の整備と並行して、筑紫・周防・吉備・伊予の総領制・道制が整えられた。そして、このシステムをもとに城内の施設や穀物・米を備蓄した倉庫の維持・管理が行われていた。

## 二 八世紀以降における古代山城の管理

### (一) 畿内・瀬戸内海地域

ついで、大宝令以降の古代山城の管理・運営形態をみていく。

西海道以外の地域では、総領制および道制から国制へ移行するに伴い、山城の管理も国に移ったと推察される。

畿内では、『続日本紀』大宝元年八月丙寅（二十六日）条に「<sup>二</sup>廃高安城<sup>一</sup>」とあるように、大宝元年に高安城は廃止された。そののち、烽として存続したが、その烽も和銅五年正月に廃止されている<sup>(二二)</sup>。

瀬戸内海地域をみると『続日本紀』養老三年（七一九）十二月戊戌（十五日）条に

停<sup>三</sup>備後国安那郡茨城・葦田郡常城<sup>一</sup>。

とあり、大宝令施行から約二十年後の養老三年に備後国安那郡の茨城と葦田郡の常城を停廃された。

その他の瀬戸内海地域の廃城記事はみえないが、屋島城は発掘調査で礎石建物が未確認であることから、掘立柱建物から礎石建物へ建替えが行われなかった可能性があり<sup>(二三)</sup>、八世紀には廃城になったと推察される。また、鬼ノ城・御所ヶ谷山城などの神籠石系山城もこの頃に廃城になったとみられる。永納山城も八世紀第二四半期に停廃したと考えられる。

以上から、総領・道制の停止により山城の管理は国へ移行したが、外敵の脅威が低下したため、大宝令施行後も備後国では約二十年にわたり茨城と常城という二城が存続していたものの、西海道を除き、その大半は八世紀前半には城としての機能が停止された。

### (二) 西海道

八世紀前半において西海道で存続が確実な古代山城は、大野城・基肆城・鞠智城の三城である。

大宰府政庁跡不丁地区出土木簡には、

・為班給筑前筑後肥等国遣基肄城稻穀隨大監正六上田中朝口

二六四×三四×六 〇一一

とみえ、大宰大監である田中朝臣が基肄城の稻穀を筑前・筑後・肥（前・後カ）などの国に班給させたという内容が記されている。この木簡から奈良時代の基肄城は肥前国ではなく大宰府が管理していたことがうかがえる。

また、『万葉集』卷八一―一四七二首には、

式部大輔石上堅魚朝臣歌一首

霍公鳥 来鳴令響 宇乃花能 共也来之登 問麻思物乎

右、神亀五年戊辰、大宰帥大伴卿之妻大伴郎女遇<sub>レ</sub>病長逝焉。

于<sub>レ</sub>時、勅使式部大輔石上朝臣堅魚遣<sub>二</sub>大宰府<sub>一</sub>、弔<sub>レ</sub>喪并賜<sub>レ</sub>物

也。其事既畢、馭使及府諸卿大夫等共登<sub>二</sub>記夷城<sub>一</sub>而望遊之日、

乃作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>。

と、神亀五年（七二八）に大宰帥大伴旅人の妻大伴郎女が病死したため、式部大輔石上堅魚を大宰府に派遣して、弔問と賻物の支給を行い、そののち、堅魚と府の諸卿大夫たちが一緒に基肄城に登り望遊した日にこの歌を作ったことがみえる。この史料から、基肄城が府官が都からの特別な使者を歓待するための場としても用いられていたことがわかる。そのような歓待の場を大宰府がある筑前国ではなく、肥前国にある基肄城にしていることから、大宰府が西海道の山城を管理していたといえよう。

養老職員令69大宰府条には

大宰府〈帶<sub>二</sub>筑前国<sub>一</sub>〉

（中略）帥一人。〈掌、神社、戸口簿帳、字<sub>二</sub>養百姓<sub>一</sub>、勸<sub>二</sub>課農桑<sub>一</sub>、糾<sub>二</sub>察所部<sub>一</sub>、貢奉、孝義、田宅、良賤、訴訟、租調、倉廩、徭役、兵士、器仗、鼓吹、郵駅、伝馬、烽候、城牧、過所、公私馬牛、闕遺雜物、及寺、僧尼名籍、蕃客、帰化、饗識事。〉大式一人。〈掌、同<sub>レ</sub>帥。〉少式二人。〈掌、同<sub>二</sub>大式<sub>一</sub>。〉大監二人。〈中略〉少監二人。〈中略〉大典二人。〈中略〉少典二人。〈中略〉大工一人。〈掌、城隍、舟楫、戎器、諸營作事。〉少工二人。〈掌、同<sub>二</sub>大工<sub>一</sub>。〉（後略）

とあり、帥の職掌の一つに「城牧」がある。同条の大工の職掌に「城隍」とあることから、「城牧」の「城」は「城隍」を指すと考えられる。そして、「城隍」については、養老軍防令53城隍条に

凡城隍崩頽者、役<sub>二</sub>兵士<sub>一</sub>修理。若兵士少者、聽<sub>レ</sub>役<sub>二</sub>随近人夫<sub>一</sub>。

遂<sub>二</sub>閑月<sub>一</sub>修理。其崩頽過多。交闕<sub>二</sub>守固<sub>一</sub>者。随即修理。役訖具

録<sub>二</sub>申<sub>一</sub>太政官。所<sub>レ</sub>役人夫。皆不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>過<sub>二</sub>十日<sub>一</sub>。

とあり、城隍が崩れ落ちた場合は兵士が修理を行うことが規定されている。

筑紫総領の後身として西海道七国三島を総括したのが大宰府であり<sub>二</sub>四<sub>一</sub>、総領（大宰）から大宰府に移行したことに伴い、西海道の山城の管理も大宰府に引き継がれたと考えられる。つまり、七世紀後半以来の国を越えて山城を管理するというシステムは西海道のみ残った。これも大野城、基肄城、鞠智城の三城のみ長期間存続できた要因の一つと推察される。

### 三 朝鮮半島における古代山城の管理

#### (一) 朝鮮の古代山城と木簡

ついで、古代朝鮮半島の山城を見ていく。近年、新羅の山城からは多くの木簡が見つかっている。その一つである咸安・城山山城は、加耶諸国の一国であった安羅國の故地に位置し、五六二年にこの地を掌握した新羅によって築かれた山城である<sup>(三五)</sup>。この城山山城から見つかった木簡は、城山山城の築城に先行するか、あるいはそれにともなつた時期のものであり、しかも、そのほとんどは荷札木簡である。このことから、山城の築城にかかわる労働力への資養物としてもたらされた食料につけられた荷札木簡である可能性が考えられており、山城の築城段階という、きわめて限定された時期のものと解されている<sup>(三六)</sup>。

また、大邱の八筥山城からも木簡が見つかっている。七世紀半ば頃の大邱の八筥山城は、近隣地域の監視および統制のための拠点と捉えられている<sup>(三七)</sup>。この八筥山城から出土した木簡には、麦・稲・米などの穀物に関する物がみられる。その一つが、左掲の一五号木簡である。

八筥山城一五号木簡

× □ 村王私禾 □ □ □ □ <sup>(三八)</sup>

一九二×三三×九

全京孝氏は、木簡の「禾」は穀物の穂を意味すると指摘し、精米する前、精米した後など多様な形で穀物が利用されたことから、こ

うした使い分けの正確な理由は不明であるが、用途や保管期間によって区分して穀物を利用したと考える。そして、こうした使い分けが行われたのは山城が軍事・行政的な拠点であったためであり、随時利用できる米と相対的に長期間保管することができると禾や稲に分けて保管したと述べる<sup>(三八)</sup>。このような山城における米・穀物の保管は、日本の古代山城にもみえる。

①『日本書紀』天智八年是冬条

修<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>、収<sup>二</sup>畿内之田税<sup>一</sup>。

②『日本書紀』天智九年二月条

又修<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>、積<sup>二</sup>穀与<sup>レ</sup>塩<sup>一</sup>。

③『日本書紀』天武元年七月壬子(二十三日)条

坂本臣財等、次<sup>二</sup>于平石野<sup>一</sup>。時間<sup>三</sup>近江軍在<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>而登之。乃近江軍、知<sup>二</sup>財等来<sup>一</sup>、以悉焚<sup>二</sup>税倉<sup>一</sup>皆散亡。

④『続日本紀』大宝元年八月丙寅(二十六日)条

廢<sup>二</sup>高安城<sup>一</sup>。其舍屋、雜儲物、移貯<sup>二</sup>于大倭・河内二国<sup>一</sup>。

⑤鞠智城跡一号木簡

・秦人忍 □ <sup>(三九)</sup> 五斗

一三四×二六・五 〇三二

⑥大宰府政庁跡不丁地区出土木簡

二六四×三四×六 〇一一

先述したように、高安城には稲や穀物、塩が納められた倉があった。⑤は七世紀後半から八世紀前半の遺物と共伴したが、甲元眞之氏は、大宝令以前の荷札木簡は年を干支で書き、冒頭に置く形式に準ずることや、書体自体は天平期のそれに類似することから、鞠智城創建期のものと考え難く、八世紀前半のものと考ええる<sup>(二九)</sup>。⑥は大宰大監である田中朝臣が基肆城の稻穀を筑前・筑後・肥(前・後カ)などの国に班給させたという内容の木簡である。

また、『類聚三代格』卷一八総領選士衛卒衛士仕丁事所収、貞観十八年(八七七)三月十三日太政官符から、粮米が納められた「城庫」があったことがわかる。さらに、大野城跡からは、礎石総柱建物六十棟以上が見つかっており、付近から炭化米も検出されていることから、これらの建物跡は倉庫と考えられている。

これら史資料から、日本の山城も新羅の八笥山城の木簡にみえるように長期間保管できる米や随時利用できる米などが分けて保管されていた可能性が想定でき、山城の構造や造営技術だけでなく、山城の管理・運営システムも朝鮮半島のものを参考に整備された可能性が考えられる。

## (二) 朝鮮半島の古代山城と広域行政

そこで、朝鮮半島の山城の維持・管理に関わった六世紀から七世紀の新羅と百済の地方統治をみていく。

まず、新羅の地方統治は、州―郡―城・村の三段階の州郡制であり、州、郡、城・村には、それぞれ軍主、幢主、道使と呼ばれる地方官が中央から派遣された<sup>(三〇)</sup>。州は広域の軍管区・監察区でもあった<sup>(三一)</sup>。各行政で山城の管理・維持にあたっていたと考えられる。

ついで、百済をみていく。『旧唐書』百済伝や『三国史記』百済本紀から、滅亡する頃の百済には「二百城」あったことがみえる。六・七世紀の百済の地方統治は、史料1・2にみえるように方―郡―城・村制であった。

### 史料1 『周書』卷四九、百済伝

都下有<sup>二</sup>萬家<sup>一</sup>、分為<sup>二</sup>五部<sup>一</sup>、曰<sup>二</sup>上部、前部、中部、下部、後部<sup>一</sup>、統<sup>二</sup>兵五百人<sup>一</sup>。五方各有<sup>下</sup>方領一人、以<sup>二</sup>達卒<sup>一</sup>為<sup>上</sup>之。郡將三人、以<sup>二</sup>德率<sup>一</sup>為<sup>上</sup>之。方統<sup>二</sup>兵一千二百人以下、七百人以上<sup>一</sup>。城之内外民庶及餘小城、咸分<sup>二</sup>隸<sup>一</sup>焉。

### 史料2 『翰苑』蕃夷部、百済伝

又有<sup>二</sup>五方<sup>一</sup>、若中夏之都督、方皆達(恩カ)率領<sup>上</sup>之。每<sup>レ</sup>方管<sup>レ</sup>郡、多者至<sup>レ</sup>十、小者六・七郡。郡將皆恩率為<sup>上</sup>之。郡縣置<sup>二</sup>道使<sup>一</sup>、亦名城主。

史料1・2から、百済は全国を五つの方に分け、各方には方領(長官)、方佐(次官)が派遣され、七〇〇〜一二〇〇人の兵卒を統率していた。また、方は六〜十郡を管轄しており、その郡には郡將が派遣され、郡の下には城があった。

史料2の『括地志』は、唐太宗の第四子である魏王泰(六一八〜

六五二）主編の五五〇巻・序略五巻の地理書であり、六四二年に奏上したものである。方領を「都督」と譬えている箇所があり、唐代で都督が初めて置かれたのは、武徳七年（六二四）である。また、左平が五人とあり、六佐平について記録がないことから六佐平設置時期（六三〇年代）が下限と考えられる<sup>（三三）</sup>。したがって、史料2は六二四年～六三〇年代初頭までの百済情勢を反映している可能性が高い。

この百済の五方制について、鄭東俊氏は、史料からは方が行政上で郡の上位機構のように見受けられるが、方領については軍事的役割に関する史料しか伝えられておらず、方全体を管轄する行政的役割を果たしていたことを示す史料は見出せないことから、方は軍管区にすぎない可能性があり、方全体の軍事と方城を方領が担当し、方佐がそれを補佐していたと考える<sup>（三四）</sup>。

また、百済は、五世紀における「城」中心の拠点支配と貢納の間接支配を合わせた地方統治を経て、六世紀前半に全地域を対象とする檐魯制を実施したうえで、二二の「檐魯」を転換した三七の「郡」を効果的に統率するために主に軍事的な目的により方が設置されたと述べ、五方を軍事的なもの（軍管区）と捉える<sup>（三五）</sup>。

このことから、五方という広域行政区域は、軍事的な役割もあり、百済の山城の管理にもかかわっていた可能性が想定される。

また、『続日本紀』文武四年六月庚辰（三日）条では、竺志惣領により肥人たちを従えて覓国使刑部真木らを剽劫した薩末比売と久売と波豆、衣評督の衣君県と助督の衣君弓自美・肝衝難波らが処罰されていることがみえ、筑紫総領が筑紫（九州）に対して行政だけでなく軍事的権限も有していたことが指摘できる。したがって、行

政と軍管区という両面を持つ百済の五方と総領制・道制は共通点が認められる。

もちろん、百済・新羅の山城の管理形態、日本の総領制と道制については史料の制約もあり、まだ解明されていないことも多い。しかし、白村江の敗戦以降に、西海道、瀬戸内海沿岸に山城が設置され、その地域に総領がみえることから、仁藤氏が指摘するように山城と総領制は連動したものと考えられる。

白村江の敗戦後、山城という防衛施設を導入するにあたって、建築構造というハード面とともに、朝鮮半島の広域軍事・行政を模倣した管理・維持システムというソフト面も取り入れたと推察される。『常陸国風土記』にみえるように孝徳朝から総領制があったが、白村江の敗戦により国防危機に陥った際、その総領制に朝鮮の軍事・行政システムである方制をとりこみ整備したものが、総領制・道制であり、これをもとに七世紀後半の山城は管理・運営がなされたと考えられる。

## おわりに

まず、第一章では、七世紀後半の総領制と山城の関係について検討を行い、白村江の敗戦後、国防の危機に際して山城造営・建築情報とともに亡命百済人がもたらした広域管理システムを入れて整備したのが総領制・道制であることを論じた。そして、このシステムをもとに施設や穀物・米を備蓄した倉庫など、城の維持・管理が行われた。

第二章では、八世紀以降の山城の管理・維持システムを考察し、

総領制・道制の停止により山城の管理は国へ移行したが、外敵の脅威が低下したため、その大半は八世紀前半には城としては停止された。しかし、西海道では、筑紫総領の後身として西海道七国三島を大宰府が総括した<sup>(三五)</sup>。この総領から大宰府への移行に伴い、西海道の山城の管理も大宰府に引き継がれた。これを換言すれば、七世紀後半以来の国を越えて山城を管理するというシステムは西海道のみ残ったといえる。このような山城の管理・運営システムが継続したことも大野城、基肆城、鞠智城の三城のみが長期間存続できた要因の一つになったと考えられる。

第三章では、朝鮮半島における古代山城の支配構造の実態の解明を試みた。まず、百済の五方という広域行政区域が軍事的な役割もあつたことから、山城の管理にも関わっていたことを指摘した。ついで、八笥山城木簡から日本の古代山城における米・穀物の保管・管理について検討を行い、朝鮮半島山城から出土した木簡にみえるように長期間保管できる米や随時利用できる米などが分けて保管されていた可能性が想定できることを述べた。このことから、山城の構造と同じく、朝鮮半島の山城の管理システムを参考に整備された可能性が考えられる。

したがって、日本は白村江の敗戦後の国防危機に際し、亡命百済貴族の力を用いて山城という防衛施設を導入するにあたって、建築構造というハード面とともに、百済の広域軍事・行政区域である「方」という管理・維持システムというソフト面、両方をとりいれたと考えられる。そして、孝徳朝に形成された総領制に百済の軍事・行政システムである五方の情報を取りこみ整備したものが、総領制・道制であり、これをもとに七世紀後半の日本では古代山城の管理・運

営が行われていた。

以上から、日本の古代山城は、山城の構造・建築技術のみならず、その管理・運営システムと、ハードとソフトの両面から朝鮮半島の山城を継受したものであつたといえる。

## 注

- (一) 『日本書紀』天智四年(六六五)八月条。
- (二) 『日本文徳天皇実録』天安二年(八五八)閏二月丙辰条、『同』天安二年六月己酉条、『日本三代実録』元慶三年(八七九)三月十六日丙午条。
- (三) 『続日本紀』文武二年(六九八)五月甲午条、『同』文武三年十二月甲申条。
- (四) 『日本書紀』天武十四年(六八五)十一月甲辰条、『同』持統三年(六八九)八月条。
- (五) 仁藤敦史「広域行政区画としての大宰総領制」(『国史学』二二四号、二〇一四年)二頁。
- (六) 仁藤、注(五)前掲論文、三頁。
- (七) 坂上康俊「令制大宰府成立前史―総領と大宰―」(九州歴史資料館編『大宰府史跡一〇〇年記念シンポジウム「律令国家と大宰府史跡」』平城京・大宰府・多賀城)福岡県教育委員会、二〇二二年)。
- (八) 坂上、注(七)前掲論文、一六頁。
- (九) 同前、一二頁。
- (一〇) 酒井芳司「筑紫大宰と筑紫総領―職掌と冠位の再検討―」(吉村武彦編『律令制国家の理念と実像』八木書店、二〇二二年)一三五頁。
- (一一) 仁藤、注(五)前掲論文、二〇頁。

- (二二) 同前。
- (二三) 『日本書紀』 天智六年十一月条。
- (二四) 『日本書紀』 天智九年二月条。
- (二五) 藤原宮三一・一一八一号木簡には「備道前国勝間田郡／鴨里」(□□□／田部牟□)とある。郡の表記から大宝令施行後に書かれたものと解される。また、「吉備道前国」ではなく「備道前国」とあるため、この「備道」は七世紀後半の「吉備道」ではなく「備前」(キビノミチノマエノクニ)の意を考えられる。
- (二六) 狩野久「古代国家の発展と吉備」(『岡山県の歴史』 吉川弘文館、二〇〇〇年) 四九頁。
- (二七) 狩野久「山城と大宰・総領と」道制「『永納山城跡』西条市教育委員会、二〇〇五年) 一七一頁。
- (二八) 仁藤、注(五) 前掲論文、二頁。
- (二九) 岩本健寿「吉備三国の国名表記と大宝令」(『史観』 一六一号、二〇〇九年) 九～一〇頁。
- (三〇) 狩野、注(二七) 前掲論文、一六八頁～一六九頁。
- (三一) 坂上、注(七) 前掲論文、一一頁。
- (三二) 『続日本紀』 和銅五年(七二二) 正月壬辰条。
- (三三) 高松市教育委員会編『屋嶋城跡Ⅱ』 史跡天然記念物屋嶋基礎調査事業調査報告書Ⅱ(高松市教育委員会、二〇〇八年) 六六頁。
- (三四) 坂上康俊「律令制の形成」(『岩波講座 日本歴史』 第三卷、古代三、岩波書店、二〇一四年)。
- (三五) 三上喜孝「城山山城出土新羅木簡の性格―日本古代の城柵経営との比較から―」(『国立歴史民俗博物館研究報告』 一九四集、二〇一四年) 二八頁。

- (二六) 三上、注(二五) 前掲論文、三七頁。
- (二七) 全京孝(橋本繁訳)「大邱・八宮山城木簡の紹介」(『木簡研究』 四五号、二〇一三年) 二三〇頁。
- (二八) 全京孝、注(二七) 前掲論文、二二九頁。
- (二九) 甲元眞之「鞠智城についての一考察」(『青驪』 三号、二〇〇六年) 四二頁。
- (三〇) 橋本繁「城山山城木簡と六世紀新羅の地方支配」(『韓国古代木簡の研究』 吉川弘文館、二〇一四年、初出二〇〇九年・二〇一三年) 五九頁。
- (三一) 鄭東俊「朝鮮三国の地方行政機構とその構成」(『古代東アジアにおける法制度受容の研究―中国王朝と朝鮮三国の影響関係を中心に―』 早稲田大学出版部、二〇一九年、初出二〇一六年) 一六六頁。
- (三二) 鄭東俊「『翰苑』百濟伝所引の『括地志』の史料性格について」(『東洋学報』 九二号、二〇一〇年) 二五頁。
- (三三) 鄭、注(三一) 前掲論文、一五〇頁。
- (三四) 同前、一五〇頁。
- (三五) 坂上、注(二四) 前掲論文。